

# 議会運営委員会

令和2年12月11日午前9時00分から第一会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎嶋田 善行	○伴 吉晴	溝部真紀子
齋藤 文夫	横田 敏文	木澤 正男
奥村 容子		
坂口 議長		

## 2. 理事者出席者

総務部長 面巻 昭男

## 3. 会議の書記

議会事務局長 佐谷 容子      同 係 長 岡田 光代

## 4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 伴委員、溝部委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、議会運営委員会を開会し、本日の会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名いたします。

会議録署名委員に、伴委員、溝部委員のお二人を指名いたします。お二人には、よろしく願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておりますレジメのとおりでございますので、レジメに沿って進めてまいりたいと思います。

初めに、1. 協議事項、（1）令和2年第4回斑鳩町議会定例会についてを議題といたします。①付議議案の取扱いにつきまして、お手元の委員会付託議案の審査結果をご覧いただきたいと思います。各常任委員会に付託されました14議案は、いずれも満場一致で可決すべきものとされております。いずれの議案につきましても、最終日の本会議で採決となりますが、ここで討論の有無について確認をさせていただきたいと思います。

討論等を予定されている議案、あるいはまた、討論の予定があるとお聞きになっている議案などがありましたら、議長次第にも関わってまいりますので、あらかじめお聞かせいただけたらと思いますが、ございませんでしょうか。 木澤委員。

木澤委員

議案第57号については反対させてもらう予定です。

委員長

ただいま、議案第57号について討論を予定されているということですが、ほかにございませんか。 横田委員。

横田委員

57号で賛成意見。

委員長

討論の予定があるということですね。

ほかにはないようですので、議案第57号 奈良県広域消防組合規約の変

更については、討論を予定されているということで確認をしておきます。

なお、本会議における討論につきましては、これまでの例により、賛否の討論者をそれぞれ1名ずつとすることで確認しておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

賛否の討論者は、各1名ずつということで、確認しておきます。

それでは、①付議議案の取扱いについては、以上で終わります。

次に、②追加日程についてを議題といたします。

現在までに追加提案を予定されているものはございませんが、提案等を予定されているもの、あるいはまた、提案等の予定があるとお聞きになっているものはございませんか。

( な し )

委員長

議員提案の予定は、現時点ではないものと確認しておきます。

追加日程として予定されているものはありませんが、これまでのところ、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

( な し )

委員長

それでは、最終日の議事運営については以上のように進めさせていただきますので、議長には進行方よろしく願いいたします。

(1) 令和2年第4回斑鳩町議会定例会については、以上で終わります。

次に、(2) 次期定例会等の日程についてを議題といたします。

皆さんのお手元にお配りいたしております日程案について、事務局から説明をお願いいたします。 佐谷議会事務局長。

議会事務

それでは、はじめに、次期定例会の日程案につきまして、ご説明をさせて

局長

いただきます。お手元の日程表（案）をご覧ください。3月1日（月）を初日とし、3月23日（火）を最終日とする、会期23日間の案をお示しております。

まず、3月1日（月）を初日とし、本会議終了後に広報発行常任委員会を開催、3月2日（火）、3日（水）は休会、4日（木）、5日（金）を一般質問、6日（土）、7日（日）は休会、8日（月）から10日（水）は予算審査特別委員会の1日目、2日目、3日目、11日（木）は建設水道常任委員会、12日（金）、13日（土）、14日（日）は休会。15日（月）は厚生常任委員会、16日（火）は総務常任委員会、17日（水）は休会、18日（木）は議会運営委員会、そして19日（金）から22日（月）までは休会とし、23日（火）を最終日とする会期23日間の案でございます。

なお、町では、令和3年度に事務所移転を伴う機構改革を予定されており、円滑な移転をはかるため、3月議会の最終日はできれば早めの日程でお願いしたいとの要請を受けております。このことから、3月1日は法隆寺国際高校の卒業式が予定されております。現在のところ、コロナ禍の影響も考えられ、来賓の出席については未定ではありますが、仮に例年どおり町長・教育長ともにご招待を受けたとしても、町長は議会に出席し、教育長が町を代表して卒業式に出席される予定です。また、議員より、一般質問と予算審査特別委員会の間はできるだけ1日あけてほしいというご意見をいただいておりますが、本年については、このような事情から、あけておりませんので、ご理解くださいますようお願いいたします。

また、3月16日は中学校卒業式、3月18日は幼稚園卒園式が行われるため、開会時間を午後1時30分からとしております。なお、現時点では、成人式と同様に、町議会は議長のみなど、コロナ禍の影響により、来賓を縮小される可能性があるとお聞きしております。

以上、次期定例会等の日程についてのご説明とさせていただきます。

委員長

ただいま事務局長から説明のありましたことについて、質疑、ご意見等があれば、お受けいたします。例年ならば先ほど事務局長も説明されましたが、一般質問のあと、予算また決算審査特別委員会の間に1日以上空けてほしいということで今までやってきましたが、今回は町の機構改革で引っ越し等も

ありますので、なるべく早く終わらせてほしいという要望がありましたので、このようなことにさせていただきましたが、質問等あればお受けいたします。ございませんか。

( な し )

委員長 それでは、3月定例会の日程は、お手元の日程表の案のとおり予定をしておくということで委員会として確認しておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。3月定例会の日程につきましては、予定ということで確認しておきます。

総務部長から、他に、何かご報告等がございますか。

( な し )

委員長 総務部長には、他の公務もございますので、ここで退席していただくことといたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

( 午前9時07分 休憩 )

( 午前9時08分 再開 )

委員長 再開いたします。

次に、(3)今年度の検討事項についてを議題といたします。

①斑鳩町政治倫理条例の見直し検討についてですが、前回11月20日の委員会で、次回以降また検討していくということで終わっておりました。前回の委員会では、地方自治法の規定と、政治倫理条例における義務規定、努力規定等について、議事が交錯し、わかりにくかった部分もありましたので、

まず、事務局から法律と条例、またその効力等について整理して説明させます。 佐谷議会事務局長。

議会事務  
局長

失礼いたします。前回、地方自治法第92条の2の規定と、斑鳩町政治倫理条例第4条の規定について整理してお話しできておりませんでしたので、再度お時間をいただき、説明させていただきます。

地方自治法第92条の2には、「普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない」と規定されております。このことは法律に定められており、全国どの市町村でも議員本人が経営する法人は、その市町村の仕事を請け負いすることができません。

全国の市町村のなかには、政治倫理条例を制定し、暴力排除や、いわゆる「口利き」の禁止、また役員排除、議員の資産報告書の提出などについて定めている市町村があります。

斑鳩町も、平成13年に政治倫理条例を制定しました。このなかで、地方自治法第92条の2に定める「議員の兼業禁止」を法律より強く制限する条項が設けられております。これが、斑鳩町政治倫理条例第4条です。

第4条では、法律では「議員本人だけ」ですが、「その配偶者と一親等以内か同居の親族」も、実質的に経営に携わっている企業は、斑鳩町の仕事を請け負いすることができない規定となっております。ここで、重要な点は、斑鳩町においては「辞退しなければならない」と義務規定としているところです。違反した疑いがある場合は、町民、町長、議長が、斑鳩町政治倫理審査会に調査を依頼し、審査会において規定に違反していると報告があった場合は町との契約はできず、またその旨を公表するという規定になっております。一方、「努めなければならない」といった努力規定としている市町村が、県内に10団体あります。一般に、努力規定は、当事者の自発的な行為を促すもので、義務規定よりも法的拘束力は弱いものといわれております。大前提が異なりますので、努力規定の条項を義務規定に準用することについては、慎重な対応が求められると思料いたします。

なお、前回の委員会で「出資率」についての議論がありました。事務局で

現在調査中ですが、非上場の会社の株主については、社外秘となっていることが多く、町の政治倫理審査会では、本人もしくは関係者の協力がなければ出資率を調査することは難しいのではないかとお聞きしておりますので、ご配慮くださいますようお願いいたします。以上でございます。

委員長 ただいま、事務局長から説明がありました。政治倫理条例についてを含めてご意見等があればお聞きいたします。 齋藤委員。

齋藤委員 今、事務局長から話がありました。92条の2に沿ってですね、本人は義務規定があるわけですから、本人と配偶者、その他一親等以内は分けて、本人はしなければならない、配偶者、一親等以内は努力する、そのようにしたらいかかなというふうに思いますけども。

委員長 現在は、一親等だったかな、斑鳩の。それに含めてということになってますんでね。

齋藤委員 わけて。本人は。

委員長 ほんなら緩やかにするということですか。

齋藤委員 本人はしてはいけないとなっているわけですよ、92条の2に。だからその通りに、92条の2のとおり本人はしてはいけない。また、配偶者、一親等以内の人は努力すると、2つに分けて、全部一緒にしないでやれば法律上特に問題ないのではないかなというふうに思うんですけども。

委員長 暫時休憩いたします。

( 午前9時14分 休憩 )

( 午前9時17分 再開 )

委員長 再開いたします。

ただいま、齋藤委員のほうから現在の政治倫理条例を義務規定から努力規定にしてはどうかというお話でしたが、ほかの委員さんはどうですか。

木澤委員。

木澤委員　私はちょっと今の齋藤委員とは意見が違うんですけども、確かに法律での定めはありますけども、それが必ず私は正しいとは限らないと思うんです。法律も社会情勢によって変わっていくものであると思っていますし、ですので、今、義務規定にして、それに対して町民から異議があがっているわけではございませんし、私は今それよりも実態として町の仕事を実質的に受けておられる方が議員になる可能性があるという中で、私は義務規定をもっと広げて町民の声に答えて、政治倫理条例についてはもう一段厳しくしていくべきかなと考えていますし、各自治体ですら、そういう条例ができていくことによって、また法律のほうにも反映されていくんじゃないかなと思っています。実際に裁判があったときにどういう判決を下すかというのは、その時の裁判官とか社会情勢によりますけども、私はやっぱり町民の声にこたえた形で、政治倫理条例については見直しをしていくべきじゃないかなと思ってまして。今の義務規定に加えて、出資率ですね、こちらも町のほうで調査するのが難しいという問題がありましたけども、そのところももうちょっと議論していったら、私はできたらやっぱりきちっと義務規定にしていくべきじゃないかなというふうに考えます。

委員長　ただいま、木澤委員のほうから、出資率等を加えてもう少し厳しい条例にしてはどうかということですが、ほかの委員さんどうですか。　横田委員。

横田委員　4条のほうにですね、「町長及び議員が自主的に経営に携わっている企業は」とあるんですけど、要はこの部分が、ここにある役員排除とか義務規定とか、その辺のところに関わってくると思うんで、僕は木澤さんおっしゃったように厳しくやったらいいと思うんですけど。以上です。

委員長　ほかの委員さんどうですか。　伴委員。



伴委員

ひとつ、局長の説明で、ちょっとどうかなと思ったんですが、出資率のどこなんですけど、この出資率を設ける、設けないの問題ではなくて、政治倫理審査会のほうで出資率がわかりにくいと。せやけど、私らは会社経営してて、全部株式の比率は法務局のほうへ届け出していると、全部法務局に、誰々が何パーセント持っているという形で出てますんで、たぶん法務局で調べれば、すぐ僕わかると思う、ほんで法務局が公表できないような資料にはなかってなかったと思うんです。だからちょっとそのあたり、また調べていただければという感じはするんですけど、それと出資率設ける、設けない、わからないから設けないと言うのは確かわかったんちゃうかなと、自分の経営している会社でそうなってますんで。それともうひとつ、役員排除のほうなんですけど、正直言うて出資率が難しいのであれば、二親等とかそういうところに広げていくというようなこと、いうのであればこれやったら法律に今までどうしてもこの裁判との関係というのが、数字が出れば出資率、年報酬が絡んで義務規定にするとなかなか難しい問題になってくると、ただ、役員排除のほうで二親等、イメージとしたら兄弟になりますねけど、兄弟姉妹のそのあたりに絡む場合はどうなんかなと、ちょっとそのあたり、兄弟に任すというようなことが結構あって、それによって抜け道になるということもあるからというのも思っているような次第でございます。以上です。

委員長

ただ今、先ほどの事務局のお話で出資率が把握できにくいというふうなことで言われましたが、法人の登記簿謄本を取ればそこに載っているのではという委員さんの意見でした。それは調べていただけます、それとも何か。

佐谷議会事務局長。

議会事務局長

ただいま調査中ではございますが、現在、審査会事務局のほうとお話させていただいております限りでは、登記簿謄本で役員については確認できるということは聞いております。ただ、その時点での株式の所有割合については、登記簿において確認することはできないというふうにお聞きしております。

委員長

伴委員。

伴委員      もちろん登記簿には載ってません。はっきり言うて比率は出てないんですが、それと付随する付属資料というのがありまして、そこへ法務局に問い合わせると出資率を教えてもらえると、こういう形になっていると思うんですわ。登記簿謄本には、なんぼ閲覧とか交付してもらってもそれには載ってないです。そんな感じになっておったはずです。

委員長      暫時休憩いたします。

（ 午前9時23分 休憩 ）

（ 午前9時34分 再開 ）

委員長      再開いたします。

努力規定と義務規定に関してなんですが、事務局で調べていただいた大淀町と高取町については数字が入って義務規定やということになっておりますんで、そこらへんどのように判断されたのか、調査していただきたいと思っております。お願いいたします。

その調査結果待ちということで、この①斑鳩町政治倫理条例の見直し検討については、これで終わっておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

横田委員。

横田委員      さっき言ったように、斑鳩町の条例では、第4条で要は実質的に経営に携わっている企業、これをどういうふうに解釈するのただけ確認していただきたいと思っております。

委員長      それも事務局で調べといてもらえますか。      佐谷議会事務局長。

議会事務      はい。

局長

委員長      実質的な経営者の範囲ですかね、範囲を含めて事務局で調査していただくことといたします。

ということで、①については終わります。

次に、②斑鳩町議会議長交際費支出基準の運用について、前回11月20日の委員会で、こちらについても、また次回に検討していくということで終わっております。

前回の11月20日では議長交際費で全国大会に出場する団体については、もう廃止にしてはどうかと、激励金いうんですかね、交際費を出すのは廃止にしてはどうかという意見と、町の補助がでてない団体には交際費を支出してもいいのではないかという意見の2つがありましたが、本日はそれらについて審議を深めていきたいと思っております。

どなたかご意見ございますか。 木澤委員。

木澤委員 出すか出さないかというところについては意見は控えますけども、町の補助を受けられない団体というのが、どういう団体になって、なんで町の補助を受けられないのかというのをちょっと調べたほうがいいと思うんです。

委員長 全国大会出場について、町の補助が出ないという団体があるのかどうか、また、なぜ補助金が支出できないのか、いうことを調査お願いできますか。  
佐谷議会事務局長。

議会事務局長 はい、わかりました。

委員長 そしたらその調査を待ってですが、最終的には交際費の支出はやめようと、また補助金出ない団体については出してもええのではないかと、その2つに絞られてきますんで、次回以降、その2つについて検討していきたいと思っておりますので、それについてもそういうことで終わっておきます。

次に、③町長の提出議案説明について、前回11月20日の委員会で、次回以降に検討して、私のほうである程度まとめさせていただいた意見を皆さんにお示しするというで終わっておりますが、本日、資料としてお配りいたします。お読みいただきますため、9時50分まで休憩いたします。

( 午前9時38分 休憩 )

( 午前9時43分 再開 )

委員長 再開いたします。  
これはあくまでも、私が考えたことで、たたきとしていただいて結構です  
んで、委員皆さんそれぞれのご意見をお聞きいたします。 木澤委員。

木澤委員 こういうふうにまとめていただいたんでしたら、私は特に異論はございま  
せん。

委員長 他の委員さん。 齋藤委員。

齋藤委員 この通りでいいと思います。

委員長 他、同じような意見ですか。  
  
(「同じ意見です」との声あり)

委員長 そしたら、このまとめに沿って全協で報告したいと思いますが、ご異議ご  
ざいませんか。  
  
( 異議なし )

委員長 それでは、そのようにさせていただきます。  
それでは、③町長の提出議案説明については、お配りした中のまとめを全  
協で報告させていただきます。  
1. 協議事項については、以上で終わります。  
次に、2. その他について、各委員から質疑、ご意見等があれば、お受け  
いたします。 木澤委員。

委員長 傍聴者、常任委員会を傍聴された方からお話をお聞きしたんですけど、一  
般会計の補正予算は総務常任委員会に付託されて審議しますが、その前に開  
催されます建設水道常任委員会と厚生常任委員会にその所管にかかわる部

分については理事者のほうから説明していただいて、委員さんの質疑等も受けておられてますけども、その際に、担当常任委員会以外でされた説明について、それを説明したよということのまとめをしておく必要があるんじゃないかということでご指摘をいただきまして、そういうふうに建設水道常任委員会と厚生常任委員会で説明して、説明を受けましたというまとめをしておいて、初めて総務常任委員会で、「先に行われました常任委員会で説明されてます」というふうに委員会を進めれるんじゃないのかなという疑問をいただきまして、他の委員会にもかかわることですので、議会運営委員会で委員皆様のご意見をお聞かせいただければと思うんです。

委員長

ただいま、木澤委員のほうから補正予算に関して所管委員会に説明しているということで総務常任委員会に説明がありましたが、所管委員会で説明して納得していただいているというふうなこと、があるのかどうか、ということですか。

暫時休憩いたします。

( 午前9時46分 休憩 )

( 午前9時56分 再開 )

委員長

再開いたします。

ただいま、事務局より委員長の次第書を配っていただきまして、その中では、報告のあと次々に移っていくということでありましたが、一般会計の補正予算については各所管委員会がありますので、その部分について、「各所管委員会で確認を受けた」ということを入れてはどうかというご意見がありました。委員さん皆さんどうですやろ、それでよろしいですか。 伴委員。

伴委員

私自身は入れるほうがいいのか、悪いかというのは、これすべて、いま現在でも私はええと思いますし、委員長っていうのは一応、次第書あったとしたかて、自分の言葉でというか、そういうので進めていくというのが本来の姿であるん違うかなと。せやから、こうしとかなあかんとか、ええとかってというような議論自体が、私はちょっとおかしいん違うかなと、こういうよう

にちょっと思うような次第。自分自身、委員長させていただいた時も、結構いただいておりますが、全部自分の言葉にして進めさせていただいたという記憶がございますし、なぜこういう形でせなあかんとかというのがちょっと私は理解できないというように思っております。

委員長 ただいま伴委員から、各委員長にお任せしてはどうかというふうなご意見だったと思いますけれども、どうですやろか、他の委員さん。

次第書にはそのように書いていただいて、その通りにするかどうかは、各委員長にお任せということでどうですやろかね。 木澤委員。

木澤委員 私は総務常任委員会の分は私が委員長させてもらってるんで、私そういうふうにさせてもらおうかと思えますけど、他の委員会のことについては、口出しするのは、しづらいですので、今おっしゃっていただいた形でいいんじゃないかなと。

委員長 他の委員さんもそれでよろしいですか。

( 異議なし )

委員長 そしたら、次第書に事務局のほうではそのように記して、書いといていただきますが、各所管委員会の委員長にお任せするというので、終わっておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( な し )

委員長 その他について、他にご意見等があればお受けいたします。

( な し )

委員長 議長から、何かございませんか。

( な し )

委員長 事務局から、何かございませんか。

( な し )

委員長 これをもって、その他については終わります。  
それでは、継続審査について、お諮りいたします。  
お手元にお配りしております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。  
議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いいたします。  
以上をもちまして、本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。  
なお、本日の委員長報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。  
それでは、これをもって本日の議会運営委員会を閉会いたします。  
お疲れさまでした。

( 午前10時01分 閉会 )